

岩見沢市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市生涯学習センターの使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第34号

岩見沢市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岩見沢市生涯学習センター条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第19条関係）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	9：00～ 12：30	13：30～ 17：00	18：00～ 21：30	9：00～ 21：30
専用	実習室 3,340	円 3,340	円 3,340	円 3,340
使用	親子学習室 3,640	3,640	3,640	10,960
の場	料理講習室 4,520	4,520	4,520	13,600
合	研修室1 1,380	1,380	1,380	4,180
	研修室2 1,120	1,120	1,120	3,380
	研修室3 2,260	2,260	2,260	6,820
	研修室4 1,920	1,920	1,920	5,800
	研修室5 1,540	1,540	1,540	4,680

研修室 6	2 , 7 4 0	2 , 7 4 0	2 , 7 4 0	8 , 2 4 0
和室 1	6 6 0	6 6 0	6 6 0	2 , 0 2 0
和室 2	6 6 0	6 6 0	6 6 0	2 , 0 2 0
和室 3	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	4 , 5 6 0
軽運動場 1	2 , 9 8 0	2 , 9 8 0	2 , 9 8 0	8 , 9 4 0
軽運動場 2	1 , 5 6 0	1 , 5 6 0	1 , 5 6 0	4 , 6 8 0
武道場(半面)	市民 4,020 市民以外 5,020	市民 4,020 市民以外 5,020	市民 4,020 市民以外 5,020	市民 12,040 市民以外 15,060
武道場(全面)	市民 8,020 市民以外 10,040	市民 8,020 市民以外 10,040	市民 8,020 市民以外 10,040	市民 24,080 市民以外 30,100
控室	1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	1 , 4 2 0	4 , 3 0 0
音楽室	2 , 8 0 0	2 , 8 0 0	2 , 8 0 0	8 , 4 4 0
市民活動室 1	7 2 0	7 2 0	7 2 0	2 , 2 0 0
市民活動室 2	7 2 0	7 2 0	7 2 0	2 , 2 0 0
市民活動室 3	7 2 0	7 2 0	7 2 0	2 , 2 0 0
市民活動室 4	7 2 0	7 2 0	7 2 0	2 , 2 0 0
アリーナ(半面)	市民 2,680 市民以外 3,360	市民 2,680 市民以外 3,360	市民 2,680 市民以外 3,360	市民 8,040 市民以外 10,060
アリーナ(全面)	市民 5,340 市民以外 6,680	市民 5,340 市民以外 6,680	市民 5,340 市民以外 6,680	市民 16,040 市民以外 20,040
生涯学習室 1	7 2 0	7 2 0	7 2 0	2 , 2 2 0
生涯学習室 2	6 4 0	6 4 0	6 4 0	1 , 9 6 0
生涯学習室 3	6 8 0	6 8 0	6 8 0	2 , 0 8 0
生涯学習室 4	9 0 0	9 0 0	9 0 0	2 , 7 2 0
生涯学習室 5	8 6 0	8 6 0	8 6 0	2 , 6 0 0
個人使用の場合 (武道場及びアリーナに限る。)	小学生、中学生 高校生 大学生、一般	2 時間につき 1 0 0 円 2 時間につき 1 6 0 円 2 時間につき 2 0 0 円		

地下駐車場

1台につき30分までごとに100円

備考

- 1 委員会は、使用者が使用当日において、あらかじめ許可された使用時間を超えて引き続き使用することとなる場合においては、センターの運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき当該各区分の使用料を3で除して得た額とする。
- 2 11月1日から翌年4月末日までの間は、別表（専用使用の場合に限る。）及び前項の規定により算定して得た額（以下「基本料金」という。）に冬期加算料（当該基本料金の6割の額）を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外において暖房を使用する場合は、この項の規定を適用する。
- 3 営利又は営業を目的とする使用については、専用使用の場合に限るものとし、別表（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）及び前2項の規定により算定して得た額に、30割の額を加えた額とする。
- 4 時間区分に満たない使用であっても、当該時間区分を満たした使用とみなす。
- 5 地下駐車場の使用料は、別表の規定にかかわらず、センターの利用者（地下駐車場のみの利用者を除く。）が利用時間の範囲内で駐車する場合に限り、規則で定める時間は無料とし、1日の使用料の上限額を1,020円とする。
- 6 前各項の規定により算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。
- 7 地下駐車場に駐車できる自動車の規模は、規則で別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市生涯学習センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。